委第1号議案

東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。 令和4年2月25日

提出者

東大和市議会議会運営委員会 委員長 東 口 正 美

東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

東大和市議会委員会条例(昭和46年条例第16号)の一部を次のように改正する。 別表総務委員会の項所管の欄第3号中「市民部」を「市民環境部」に改め、同表厚 生文教委員会の項所管の欄第1号中「市民部」を「市民環境部」に改め、「保険年金 課の所管する事項及び」を削り、同欄第2号中「子育て支援部」を「子ども未来部」 に改め、同欄第3号中「福祉部」を「地域福祉部」に改め、同欄中第5号を第6号と し、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 健幸いきいき部の所管する事項

別表建設環境委員会の項所管の欄第1号中「市民部」を「市民環境部」に改め、「事項」の次に「及び環境対策課の所管する事項」を加え、同欄第2号中「環境部」を「まちづくり部」に改め、同欄中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の別表の規定により常任委員会に付議された事件で、 現に審査又は調査中のもののうち、改正後の別表の規定により他の常任委員会の所 管となるものについては、この条例の施行の日に当該他の常任委員会に付議された 事件とみなす。